短大生と公的年金制度

浦　川　安　宏

The Public Pension Plan for Junior College Students

Yasuhiro Urakawa

（2016年11月25日受理）

はじめに

短大生にとって「年金」とは，それほど関心の高い事項ではない。やがてその保険料を支払うことになり，高齢者になって受給することになるという知識はあるものの，年金そのものに対して，興味を持ち，知識を深めようとする行動はほとんど見受けられない。しかしながら，卒業するまでの１年間に，すべての学生が20歳に達し国民年金保険料の納付が義務づけられるのである。

1985（昭和60）年の年金改革により，国民年金に基礎年金が創設されるとともに，翌1986（昭和61）年からはすべての国民に年金への加入が強制されることとなった。収入のない学生へは，当初緩やかな対応がとられていたが，1989（平成元）年改革で，国民年金基金の創設とともに，国民年金への学生の強制加入が決定した。

短期大学の学生は，就職活動に奔走する最終学年の２年生の誕生日の月から国民年金の保険料の納付が義務づけられることになる（４年制大学生も同じく２年生だが，就職活動とはほとんど重複しない）。月額16,490円（2017年４月から）は，彼らの必須アイテムである携帯電話の使用料をはるかに超える額であり，学生にとっては，保険料を納付するのか，学生納付特例制度（後述）を利用して免除の手続きを取るのかが思案の分かれるところである。また，少子高齢社会における国民年金の制度そのものと将来の給付に疑問を持ち，保険料を納付しない若者の存在も少なくない。

本稿は，わが国の公的年金制度の現状と課題について考察を加えるとともに，そこに対峙する学生（とくに短期大学２年生）のあり方について現実と将来の方向性を提示するささやかな一助となることを祈念して執筆したものである。

Ⅰ　公的年金制度の変遷

年金は高齢者の生計の維持に大きな影響を与える。老後の生活費の多くを年金に頼る高齢者は少なくなく，受給年金額の多寡が高齢者の生活水準に影響を及ぼしていることは間違いない。厚生労働省「国民生活基礎調査（平成25年）」では高齢者世帯の収入における公的年金割合は68.5％に達している。

一方，現役世代は，雇用されていれば厚生年金や共済年金の保険料を，毎月受給する賃金の中から徴収され納付しているが，学生を含め，雇用されていない者は，国民皆年金制度のもとで国民年金に強制的に加入させられ，毎月定額の保険料を60歳になる前の月まで，自らの収入の中から納付し続けなければならない。短期大学２年生にとっては，誕生月にその最初の納付義務が発生し，そこから480ヶ月の納付期間が始まるのである。しかしながら，毎月１万６千円を超える保険料を納付することができないとか，自らの高齢期に年金の受給があてにならないとして，年金制度そのものに対する不信感から，国民年金保険料を納付しない若者が増えている。さらに現在の景気の状況から国民年金保険料の徴収率は低下し，年金財政は極めて厳しいものとなっている。

とはいえ，わが国の年金制度は社会的扶養制度としての体裁を整えており，家族による私的扶養の不足を補うものでないということは確かである。そこでまず，わが国における公的年金制度の成立と変遷について知ることにより，今日の年金制度を理解することにしたい。

１　公的年金の沿革

1877（明治10）年の西南戦争を前にして，退役軍人を対象とした「海軍隠退令」「陸軍恩給令」が発令され，いわゆる「軍人恩給」としてわが国の年金制度が始まる。その後は官庁職員や国鉄職員を対象として共済組合が創設され，そのなかで退職者の生活保障のための年金制度が運営されたのである。しかしながら，それは軍人を含む公務員退職者を対象とした年金制度であり，民間労働者に年金制度が適用されるのはかなり遅れることとなる。民間労働者に対する社会政策は，年金制度に先んじて医療制度が実施された。1922（大正11）年に成立し，昭

別刷請求先：浦川安宏，中村学園大学短期大学部キャリア開発学科，〒814-0198，福岡市城南区別府5-7-1
E-mail：urakawa@nakamura-u.ac.jp

和になって施行された「健康保険法」は，工場労働者を対象としたけがや疾病に対する医療保険制度であり，企業内福利厚生としての共済事業から疾病保険としての社会的強制適用に発展した，わが国最初の社会保険であった。その後，健康保険は1938（昭和13）年に「国民健康保険法」して，保険の対象を工場労働者以外にも拡大適用することになる。しかしながら，そこには強制貯蓄的性格をもつ経済政策的意味合いが強く，生産性確保のための労働力の保全や労働移動の防止，戦時下における戦争遂行のための国民体位の向上，また国民貯蓄の推進による戦費の調達など，差し迫った戦況への国家的役割を担ったものであった。

1939（昭和14）年に制定された「船員保険法」が，民間労働者を対象とする年金制度の嚆矢である。しかし，その適用を受けることができるのは，船舶所有者に使用されている労働者に限られていて[1]，一般の工場労働者に年金が適用されるようになるのは，1942（昭和17）年の「労働者年金保険法」の施行を待たなければならない。「労働者年金保険法」は，２年後に「厚生年金保険法」と改称されるが，これによって，工場労働者だけでなく，それぞれの事業所で雇用されている事務職員など，いわゆるホワイトカラー層にも拡大適用されることになった。

戦後は，終戦から約10年を経た1954（昭和29）年，改定を伴いながら改めて「厚生年金保険法」が制定された。厚生年金の適用対象，すなわち被保険者となることができるのは，ほとんどの業種にわたる適用事業所[2]に雇用される労働者である。したがって，事業所に雇用されない，自営業や農業，その他各種の職業に従事する国民にとっては，雇用労働者のように老後を保障する公的年金制度は存在していなかった。そこで雇用労働者以外にも適用される国民的年金制度の実施が要請されることとなり，1959（昭和34）年４月「国民年金法」が制定されるとともに，２年後の1961（昭和36）年に拠出制国民年金[3]が実施されて，これによりわが国における初めての国民皆年金制度が確立することになるのである。

2 年金制度の改革

1961（昭和36）年，制度として確立した国民皆年金皆保険体制[4]は，雇用労働者でなくとも高齢期には公的年金を受給できるという安心感を国民に与え，定着していった。

戦後10年を過ぎると，わが国は高度経済成長期を迎え，貧弱な国内資源にも拘わらず，国家経済は驚異的発展を続け，国民の所得水準は上昇して物的豊かさを享受した。それによって年金財政は充実し，1973（昭和48）年には給付水準が引き上げられる[5]とともに，進行するインフレへの対策として物価スライド制[6]が導入されることになり，この手厚い措置は「気前のいい改革」[7]と呼ばれることとなった。

しかし一方で労働力バランスは都市集中化による過密化と過疎化の問題を発生させ，企業では産業廃棄物による大気汚染や水質汚濁などの公害問題が発生して，その対策は，企業の大きな負担となっていった。折しも中東では「第４次中東戦争」以降，アメリカやオランダのイスラエル支持に反発した石油輸出国が原油を減産し，原油価格は大幅に高騰した。「第１次石油ショック」である。戦後のエネルギー転換政策で，主要燃料を石炭から石油に切り換えていたわが国は，世界で最も影響を受けたといわれている。併せて，IMF 体制の下，戦後一貫して１ドル＝360円だった為替レートは，1971（昭和46）年，ニューヨークで各国通貨のドルに対する切り上げが協議されて[8]，１ドル＝308円となった。しかし，ここで決められたドルの切り下げ幅はなお十分なものではなく，その後もドルの不安定は続き，1973年２月から３月にかけて，日本も含め各国は次々に変動為替相場制に移行した。

[1] 船員保険法第17条「船員法第１条ニ規定スル船員トシテ船舶所有者ニ使用セラルル者ハ船員保険ノ被保険者トス但シ国又ハ地方公共団体ニ使用セラルル者ニシテ恩給法ノ適用ヲ受ケルモノハ此ノ限ニ在ラズ」

[2] 厚生年金保険法第６条（適用事業所）「左（次）に掲げる事業の事業所又は事務所であって常時５人以上の従業員を使用するもの。イ，物の製造，加工，選別，包装，修理又は解体の事業。ロ，土木，建築その他工作物の建設，改造，保存，修理，変更，破壊，解体又はその準備の事業。ハ，鉱物の採掘又は採取の事業。ニ，電気又は動力の発生，伝導又は供給の事業。ホ，貨物又は旅客の運送の事業。ヘ，貨物積みおろしの事業。ト，焼却，清掃又はと殺の事業。チ，物の販売又は配給の事業。リ，金融又は保険の事業。ヌ，物の保管又は賃貸の事業。ル，媒介周旋の事業。ヲ，集金，案内又は広告の事業。ワ，教育，研究又は調査の事業。カ，疾病の治療，助産その他医療の事業。ヨ，通信又は報道の事業。タ，社会福祉事業法に定める社会福祉事業及び更生緊急保護法（1995年「更生保護事業法」に改正）に定める更生保護事業」

[3] 国民年金は，基本的には年金保険料を納付して高齢期に受給する拠出制年金制度をとるが，他に公費から支給される無拠出制年金，いわゆる福祉年金がある。

[4] 同年，医療保険制度にも根本的改革が実施され，各保険者組合や政府管掌の職域保険である「社会保険」と，雇用労働者以外の自営業者や農業者を対象とした地域保険である「国民保険」によって，国民皆保険制度が確立した。

[5] 厚生年金の場合，標準的な男子労働者の老齢年金の受給額が，現役加入者の平均標準報酬の60％程度になるよう，また国民年金の場合は，25年加入の夫婦で５万円になるよう引き上げられた。

[6] 総理府で作成する全国消費者物価指数が年間５％を超えた場合，年金支給額をその変動率にスライドして改定することにした。

[7] 医療保険の分野でも「老人医療費無料化政策」で，70歳以上の患者負担がなくなった。

[8] ニューヨークのスミソニアン博物館における10ヶ国（アメリカ，イギリス，西ドイツ，フランス，日本，イタリア，カナダ，オランダ，ベルギー，スウェーデン）蔵相会議。スミソニアン体制。

これらの諸問題が発生したのが1973（昭和48）年であった。進行する円高により輸出産業が，また原油の高騰により製造業が大きな打撃をうけることとなり，わが国の高度経済成長は終焉を迎え，低経済成長の途をたどることになったのである。「気前のいい改革」は，結局，拡大した社会保障費の支出と，保険料や税収の縮小により，年金財政は翳りを見せはじめ，政府関係者や有識者からは年金制度の運営面での厳しい推測が出されることとなって，これ以降多くの年金改革が実施されることになる。これらの年金改革のすべてが少子高齢社会の到来で逼迫するであろう年金財政の維持と健全なる年金制度の運営に備えたものであることは言うまでもない。

1961（昭和36）年４月より「国民年金法」の施行に伴って年金保険料の納付が開始された[9]が，保険料の納付期間が300月（25年）を超えると受給資格が発生するので，1986年から国民年金の支給が開始される[10]ことになる。ところが，これに備える国民年金の財政状況は必ずしも万全であるといえるものではなかった。源泉から徴収される厚生年金保険や共済組合と違って，加入者が納付書によって納付する国民年金の財政状況は厳しく，制度の存続さえ危惧される状況にあった。

1985（昭和60）年の年金改革は，そのような年金財政を立て直すために実施された，おそらく戦後最大の年金改革ということができよう。それが「基礎年金」の創設と，学生を除く20歳から60歳未満の国民に対する国民年金への「強制加入」[11]である。同時に厚生年金保険と共済組合は，基礎年金額を上回る報酬比例部分をこれに上乗せする，いわゆる２階建構成の年金体系（図参照）になった。これによって，すべての年金組織の基礎部分が一元化され，専業主婦を含む国民共通の定額制の基礎年金が構築されるとともに，他の年金組織と年金の基礎部分を共有することにより国民年金の財政的危機は一時的に回避された。

学生にとって最も関係の深い改革が，1989（平成元）年の年金改革である。この年「学生の強制加入」と「国民年金基金」の創設が決定された。就学状態にある学生に対する強制加入は，原則的には20歳を過ぎた学生が障害を負った場合の受給要件に関わりを示すものとして施行された（学生の年金保険料納付と障害年金に関しては後述）が，逼迫する国民年金財源の維持のための一策であったことは疑いのないところである。

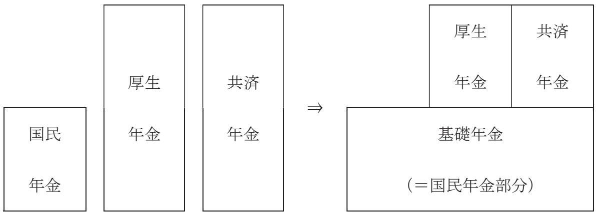

1994（平成６）年，厚生年金の受給開始年齢が段階的に引き上げられることが決定した[12]。これまでどおり厚生年金は，受給資格を満たしていれば60歳から受給できたが，被保険者の出生年次によって定額部分は１歳ずつ引き上げられて，その年齢に達するまでは報酬比例部分のみ（これを部分年金という）の支給になった。

1997（平成９）年には「基礎年金番号制度」が導入された。業種や職種によって保険者間を移動しても，公的年金制度における被保険者情報が的確に把握されるようになり，届出や確認の簡素化がはかられた。

2000（平成12）年改革のひとつは，部分年金の段階的廃止である。厚生年金の報酬比例部分である部分年金の支給も，2013年から出生年次によって段階的に引き上げられ，2025（平成37）年にはすべての国民に対する年金の支給が65歳からになる。また，この改革によって平均報酬額が採用され賞与からも保険料が徴収されるようになるとともに，基礎年金への国庫負担率が36.5％から50％へ引き上げられることが決定した（2009年〜）。

2004（平成16）年改革の焦点は保険料値上げである。厚生年金の保険料は，この年の10月から毎年0.354％引き上げられることになった（2017年18.3％まで）。一方国民年金の保険料は，翌年の４月から毎年280円程度が加算され，2017年には月額16,900円になることが決定した。また，マクロ経済スライド制[13]が導入されることになったのもこの年の改革である。

2009（平成21）年度から，基礎年金への国庫負担割合は50％に引き上げられ，翌2010年度までは特別会計の埋蔵金を充当した。しかし，2011年に関しては財源確保が難しいとして，財務省はもとの36.5％へ戻す必要があると厚生労働省へ提示したが，12月に民主党内閣は政治判断として50％（約2.5兆円）の国庫負担の維持を決定した。

2011（平成23）年から論議の中心となったのが「社会保障と税の一体改革」である。年々膨張する社会保障費とそれに充当する費用として税収の増加を見込んだも

［9］毎月の保険料は，1961年４月から月額100円（35歳以上150円），1967年４月から200円（同250円）であった。
［10］実際には特例措置が講じられ，制度発効時点における高齢者や一定の加入期間達成者には1986年以前から支給されている。
［11］1981年４月からの国民年金保険料は月額4,500円。
［12］厚生年金の基礎年金部分以外は，定額部分と報酬比例部分で構成されている。このうち定額部分は，男性の場合，誕生日が1941年４月２日以降，支給開始年齢が段階的に引き上げられるようになった。2001年開始〜2013年完成（女性は５年遅れて実施）。
［13］年金改定率算定要因＝物価上昇率＋名目賃金上昇率＋スライド調整率であり，スライド調整率＝公的年金制度全体の被保険者数の減少率＋平均余命の伸び率となっている。

のである。2012年８月10日，第２次野田内閣は消費増税を柱とする「社会保障・税一体改革関連法案」を成立させ，民主，自民，公明の３党合意により，社会保障の充実のために，最終的に消費税を10％にすることに合意した。その合意を受け，安倍内閣では2014（平成26）年４月に８％に引き上げた。10％への引き上げは2015（平成27）年10月に予定されていたが，景気の動向を見て１年半延期され，さらにこの夏２年半再延長して，2019（平成31）年10月から実施することになった。

Ⅱ　公的年金制度の必要性

憲法第25条は「すべて国民は，健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は，すべての生活部面について，社会福祉，社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」と謳っている。

社会保障制度の充実は，国民に対する国家の義務であり，傷病時には医療保険で治療費が，失業時には雇用保険で所得が保障されるように，高齢時の所得保障としての公的年金制度も社会保障の一環として健全に維持されなければならない。20歳に到達した学生に保険料の納付義務が生じるのは，公的年金制度に加入することによって，国民として国の社会保障制度を支えることとなるからである。

学生が20歳になって加入するのは国民年金である。そこでまず国民年金の制度とその課題について考える。

1　年金財政方式

年金財政は，被保険者から納付される保険料を財源として運営される。現役世代に自分のための保険料を納付し，高齢期にそれを受給する方式が積立方式である。被保険者は，積立貯金と同じように積み立てた金額を年金の原資として受給することになり，財政的には徴収した保険料を被保険者に還付するだけのことであり，収支のバランスが崩れることはない。一方，現役世代から徴収した保険料を，同一期の高齢者に年金として支給する方式が賦課方式である。この２つの方式にはそれぞれの問題点がある。積立方式のばあい，自らの老後に備えて保険料を拠出するが，インフレによる積立金実質価値の低下に弱点がある。例えば，国民年金は，創設当時は積立方式を採用していた。「国民年金法」の施行された1961（昭和36）年の国民年金保険料は月額100円であったが，その後の法改正で給付額は引き上げられ，それに合わせて保険料も1974（昭和49）年以降毎年引き上げられた。しかしながら，40年間の納付期間に何度保険料と受給額の改定があったとしても，インフレで消費者物価が高騰すれば受給する年金額で高齢期の生活を維持することは全く不可能である。

現行のわが国の年金財政方式は賦課方式である。1985（昭和60）年の法改正により基礎年金の創設と，国民年金への強制加入が導入されると，年金制度が国民の世代間扶養という性格を強くすることになり，賦課方式に移行することになった。これによって物価水準の上昇による年金の実質価値の低下への懸念は回避されるが，人口的バランス変動への対応が問題となる。つまり，保険料を支払う現役世代と，年金を受給する高齢世代の人口バランスである。そこでわが国における高齢社会の現状について確認しておきたい。

2　少子高齢社会

(1) 高齢社会の進展

65歳以上を「高齢者」とする[14]。その高齢者数を総人口で除したものが高齢化率である。年金制度を賦課方式で支える以上，高齢化率が高くなればなるほど年金財政の逼迫は避けられない。わが国の高齢化率の推移[15]をみると，1950（昭和25）年には，総人口8,320万人に対して，高齢者人口は411万人，高齢化率は4.9であった。つまり，国民の20人に１人が高齢者であった。2015（平成27）年の国勢調査では，総人口12,711万人に対して，高齢者人口は3,342万人，高齢化率は26.7となり，約４人に１人が高齢者である。単純に推計すると，残る３人が拠出する年金の保険料で１人の高齢者に年金が給付される計算になる。さらに，2035（平成47）年には総人口11,212万人に対して高齢者人口は3,741万人，高齢化率33.4と同調査は予測している。

わが国の高齢化がこれほどまでに進展した原因は，いうまでもなく高齢者の絶対数の増加である。今日，高齢者の域に達する年代は，戦後のいわゆる第１次ベビーブーム世代で，1948（昭和23）年の出生児数は270.2万人である。それに対して，昨年の春短期大学を卒業して社会人となった年代の1995（平成７）年の出生児数は118.7万人，実に半数以下である。

一般に，高齢化率７％以上を「高齢化社会」と呼び，14％以上を「高齢社会」と呼んでいる。わが国の場合，高齢化社会を迎えたのは1970（昭和45）年のことであり，高齢社会に到達したのは1994（平成６）年である。その間24年間というのは，諸外国にくらべても速く，その後の高齢化の進展は前述のとおりである。

また，わが国の平均寿命[16]の伸びも高齢化の指標と

［14］1956年ＷＨＯの見解。
［15］資料出所：総務省統計局
［16］資料出所：厚生省「簡易生命表」「完全生命表」

して注目するところである。1947（昭和22）年のわが国の平均寿命は，男性50.06歳，女性53.96歳であったが，女性は1984年に，男性は2013年に80歳を超え，2015（平成27）年には，男性80.79歳，女性87.05歳と世界の最高水準の達している。このように，わが国の平均寿命が改善の一途をたどった背景に，医療技術の進歩はもちろん，医療施設の充実も大きな役割を果たしている。それに社会保障制度の確立，とくに医療保険制度と年金制度の充実がその一端を担っていることは紛れもない事実であろう。さらに，平和社会の維持，すなわち戦争のない時代の継続の貢献度も大きい。それに関して，わが国の100歳以上の人口の増加にも目を見張るものがある。老人福祉法の制定に伴って「老人の日」[17]が設定された1963（昭和38）年，全国の100歳以上人口は153人であった。2016（平成28）年９月13日現在は65,692人であり，うち87.6％が女性である（厚生労働省）。

（2）少子社会の進展

15歳未満を「子ども」とし，2015（平成27）年の国勢調査では子ども人口は1,586万人，全人口の12.7％に過ぎない[18]。因みに1920（大正９）年の第１回国勢調査では35.6％と記録されており，少子化の進展は数字的にも計り知ることができる。子ども人口の減少傾向は1982（昭和57）年以降続いている。

前述のように，一昨年20歳に達した1995（平成７）年の出生児数は，第１次ベビーブーム期の半数に及ばない。その後も減少傾向は続き，2015（平成27）年の出生児数は100万６千人となり[19]，2016（平成28）年には100万人を切ったことが明らかになった。

出生児数減少の原因を特定することはできないが，一般的要因としては高度経済成長期以降その傾向を見ることができる。わが国の伝統的家族形態は３世代または４世代同居の大家族の世帯が維持されてきた。そこでは，子どもの養育には祖父母が積極的に関わり，子育ての重要な役割を担っていた。高度成長期になり，若年労働者の需要が増すと，集団就職などにより都会への人口移動が進み，人口の過密化と過疎化が起こるとともに大家族世帯は少人数化しはじめた。都会で世帯を構えようとする労働者にとっては，いくつかの課題を克服しなければならなかった。ひとつは住宅事情である。当時，都会で生活する労働者に適合していたのは4.5畳や６畳一間の賃貸アパートがほとんどであり，共同便所と公衆浴場（いわゆる銭湯）の生活が強いられ，とても子どもを産んで育てる環境ではなかった。また，低賃金で一定の生活水準を確保するために共稼ぎ世帯が増加した。そこには終戦後の男女同権思想に伴う女性の職場進出の風潮が高まったことも否めない。一方，戦後，高学歴は社会的要請ともなって進学率は驚異的に伸びた。1950（昭和25）年には42.5％（男女平均）にすぎなかった高校進学率は，1974（昭和49）年に90％を超え，近年は97％に達そうとしている[20]。子どもを高校や大学に進学させることは，子どもの将来にとってキャリアのうえでも有用であるし，それぞれの親がそれを望んだ。しかし，そこで問題となるのが教育費の高騰である。多くの子どもを産んで平等に高い学歴をつけさせることは楽ではないはずである。そこで，少なく生んで立派に育てる，という傾向が高くなったものと考えられる。

また，合計特殊出生率[21]は，1925（大正14）年には5.11，戦後の1947（昭和22）年には4.54を記録していたが，2005（平成17）年に1.26（史上最低），2015（平成27）年に1.46と，わずかに回復したものの人口維持のために必要とされる数字にはほど遠いものである。決して少子化の原因を女性に限るものではないが，女性の非婚化，晩婚化の影響がないとは言えないと思われる。因みに，1947（昭和22）年に22.9歳だった女性の初婚年齢は年々高くなり，2015（平成27）年には29.4歳（男性31.1歳）となっている[22]。

加えて，国勢調査による生涯未婚率は，1950（昭和25）年，男性1.5％，女性1.4％だったのが，1980（昭和55）年，男性2.60％，女性4.45％，2010（平成22）年の統計では，男性20.14％，女性10.61％と増加している。以降のデータは無いがこれまでの推移をみると更に上昇していると推測する。

Ⅲ　公的年金制度の種類と受給資格

短大２年生（４年制大学２年生も同様）はその誕生月から，国民年金保険料を納付することが強制される。学生は20歳から年金保険料の納付が始まることは知っているが，誕生日の前月頃に郵送されてくる納付通知で，否応なく自らが年金制度に関与していることを実感するこ

［17］1963（昭和38）年より毎年９月15日を「老人の日」として国民の祝日に指定。1966（昭和41）年より「敬老の日」。2003（平成15）年より９月の第３月曜日。
［18］資料出所：総務省統計局
［19］資料出所：厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課「人口動態統計」
［20］資料出所：文部科学省「文部科学統計要覧」
［21］「女性が妊娠可能な時期に通常の出生率で子供を産むとして、生涯の間に産む子供の数を表したもの」広辞苑第六版　資料出所：厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課「人口動態統計」
［22］資料出所：厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課「人口動態統計」

とになる。学生にとっては納付する保険料や納付方法などに関心が集中し，公的年金の制度や機能について知ろうとする学生はそれほど多くない。進展する少子高齢社会で，公的年金が高齢者はもとより若年齢者にとっても大きな人生設計の因子となることを自覚すべきである。

本項では，学生が知っておくべき公的年金の制度と種類について口述したい。

1　保険者による分類

一昨年10月に，厚生年金と共済年金の統合が発表されることになったが，まず，従来の体系から説明する。

公的年金は，運営組織（保険者）により厚生年金，共済年金，国民年金に分類される。本稿で，学生が直面する年金として対象となるのは国民年金である。国民年金は，国が保険者であり，2010（平成22）年１月１日より日本年金機構が実施機関となっている（それまでは社会保険庁）。加入者，すなわち被保険者は，厚生年金，共済年金加入者を除く全国民であり，20歳以上60歳未満に強制的に保険料の負担が義務づけられる。保険料は定額で課せられ，2016（平成28）年４月からは16,260円（月額），2017（平成29）年度は16,490円と，毎年加算されてきた。保険料の納付期間は40年間（480月）であり，65歳の誕生月から年金の受給が始まる。年金は，奇数月に始まる２ヶ月分が次の偶数月の15日に支給されることになる。例えば，５月と６月生まれの場合，８月に最初の支給が始まり，以後10月，12月の15日に，２か月分の年金を受給することになる。

厚生年金の保険者は国であり，国民年金同様，日本年金機構が実施機関となっている。国民年金と異なるのは，被保険者が民間の雇用労働者であることである。短大生は（４年制の学生も同じ），卒業後就職すれば，学生時代の国民年金から雇用労働者としての厚生年金に切り替わることになる。厚生年金の保険料は定率であり，給料や賞与から徴収される。毎年10月から改定されるが，2004（平成16）年より毎年0.354％が加算され，昨年10月からは18.182％（労使共同負担）となっている。保険料の負担が義務づけられるのは70歳までの雇用労働者である。したがって，20歳未満であっても雇用され賃金収入があれば保険料を徴収される。

共済年金は，厚生年金同様雇用労働者を対象とする。加入期間も定率徴収も厚生年金と同じだが，保険者が各種共済組合であり，組合によって実施運営される。したがって，被保険者は共済組合員であり，大企業の社員や公務員，教員などがその対象となる。

1985（昭和60）年の年金改革は，それまでの年金財政を立て直すために実施され，基礎年金が創設された。基礎年金の財源は，国民年金，厚生年金，共済年金のそれぞれから拠出されるが，国民年金以外の厚生年金と共済年金は，基礎年金額を上回る保険料が報酬比例部分としてこれに上乗せされて，いわゆる２階建構成の年金になっている。したがって，受給する場合は，国民年金は１階部分の基礎年金分を，厚生年金と共済年金はそれに２階部分を上乗せした年金を受け取ることになる。

2　機能による分類

すべての公的年金は，その機能により老齢年金，障害年金，遺族年金で構成される。

老齢年金は，歳をとってから受給することができる年金であり，多くの人が年金という場合に想定するものである。ところが，現在の制度で老齢年金と称する年金はなく，正確には年金の「老齢給付」と言わなければならない。同様に，障害年金は年金の「障害給付」，遺族年金は年金の「遺族給付」である。しかし，例えば老齢給付の年金で厚生年金の場合，老齢基礎年金と老齢厚生年金を合わせて受給するので，老齢給付全体を「老齢年金」という呼称が一般的に使用されている。

障害年金は，文字通り，病気や事故が原因で障害の状態が発生した場合に受給することができる年金である。公的年金に加入していて，支給要件を満たしていることが条件となる。老齢年金と違い65歳から受給するのではなく，障害状態になり所定の条件を満たせばその時点から，障害が続く限り受給することができる。障害給付は，学生の強制加入と関連しているが，「学生納付特例制度」とあわせて後述する。

遺族年金は，公的年金加入者が死亡した時に，残された遺族が受給できる年金である。遺族にとっては収入源となる人を失った後に受給する生活資金の支柱となる重要な給付である。受給するには死亡した被保険者が受給要件を満たしていることと，遺族の家族構成に関連していることなどの留意点があるが，本稿の主題を考慮し，その要点だけに留めておきたい。

Ⅳ　学生納付特例制度

短大２年生は，誕生日の月から，国民年金保険料を納付することが強制される。収入のない学生にとって，それは大きな負担になるし，保護者への負担となるかもしれない。ここでは，学生に国民年金への加入が義務づけられた経緯とその目的について考察したい。

1　学生に関わる年金改革

国民年金への学生の強制加入は1989（平成元）年の年金制度の改革で示され，1991（平成３）年から実施された。設定の目的はまず障害年金との関連である。病気や事故で障害状態になった場合，障害年金の対象となるが，

そのためには支給要件を満たしていなければならない。20歳になった学生も同様である。加入対象の学生が国民年金保険料を支払っていなくて障害状態になった場合，なんの給付も受けられない。就職後，厚生年金の保険料の支払いを開始した後であっても，学生時代の空白が給付要件[23]を満たさない可能性がある。

国民年金維持のため，在学学生を年金保険料徴収対象としなければならなかったという国民年金財源の逼迫状況もその目的のひとつである。厚生年金，共済年金とちがい，国民年金は納付書による徴収である。「払えない」「払いたくない」人の存在は全国800万人に達していると言われていた。

２　学生を対象とした保険料の免除措置

1991（平成３）年４月１日から始まった学生の強制加入は，同時に「学生免除制度」も準備された。これは保険料の納付が困難な学生に対してその納付を全額免除するというものであり，しかも，受給時には３分の１が納付されたものとして計算された。

2000（平成12）年４月１日からは「学生免除制度」が改定され「学生納付特例制度」に変更された。これまでの制度では，親の資産状況などの申告が必要であり，認定が厳しいものになっていた。

「学生納付特例制度」では，現状，本人の前年度所得118万円以下であることのみが免除申請要件となっており，以前よりかなり軽減されることになった。ただし，「学生免除制度」と異なり，受給時には保険料納付は０として計算され，免除期間に比例して受給年金は減額される。また，追納制度があり，免除期間の保険料は卒業後の補填が10年間は可能であるが，３年目以降は利息が発生する。

「学生納付特例制度」を申請し認定されることによって次のようのメリットが発生する。①免除期間は加入期間として算定される。したがって，年金の受給資格[24]はその期間も算入することができる。②免除期間中に生じた障害については加入期間であるため障害年金の対象となる[25]。

「学生納付特例制度」に関し，３つの選択を例にあげて記述しておきたい。

６月誕生日の短大生を仮定する。彼女の選択が①その月から国民年金保険料の納付を開始した場合，就職して厚生年金に切り替わるまでの10ヶ月間の保険料は，受給時の基礎年金額に反映される。②「学生納付特例制度」を申請して納付を免除された場合，その期間は加入期間に算入されるが，受給時の基礎年金額には反映されない。ただし，どちらを選択しても，その間に障害の残る疾病や事故に遭遇した場合，障害年金の対象となる。③保険料を納付せず，「学生納付特例制度」の申請をしなかった場合の不利益が問題である。受給時の基礎年金額に反映されないのは当然ながら，障害年金に関してそれよりもっと重大なリスクが残ることになる。学生時の事故が障害年金の対象とならないことはもちろん，４月就職後に厚生年金保険料の納付が開始されても，障害年金の給付要件（注23参照）を充たすのは22ヶ月後，すなわち入社２年目の１月以降ということになる。

３　「学生納付特例制度」の申請

20歳になり国民年金に強制加入され，毎月年金保険料を納付するか，「学生納付特例制度」を申請するかは自由に選択できる。後者を選択した場合の申請手続きを記述することにより，本稿の最後として，対象学生の一助になれば幸甚である。

①申請書の入手：誕生日の前月までの送付されてくる日本年金機構からの書類一切の中に同封されている。その他，市区役所や年金事務所，日本年金機構のホームページでも入手できる。
②添付書類：学生証（コピー可）または在学証明書（原本）
③提出先：住民票を登録している市区役所や町村役場
④承認：日本年金機構から，承認または非承認（却下）の通知が届く
- 承認の場合：翌年３月までの免除期間が成立
- 却下の場合：国民年金の保険料の支払い開始

⑤更新：毎年度の申請が必要

おわりに

短大１年生の３月から就職活動が開始され，２年生になると企業説明会や採用試験と，就職活動は本格化する。卒業までの１年間には，学業と資格取得に追われながら，学生はその20歳の誕生日を国民年金加入義務とともに迎えることになる。65歳からの公的年金の受給に向けた人生の取組が始まると言っても過言ではない。

学生にとっては，年金は遠い将来の事象であって関心を持てない，と考えるきらいもあるが，遠い事象とは受給の話であって，保険料の納付は今から40年間の話である。すべての学生に公的年金に関心を持ち，受給要件を

---

［23］支給要件＝原則として，初診日の前日において，初診日の属する月の前々月までの加入すべき機関のうち，３分の２以上保険料を納付（保険料免除期間を含む）していること。
［24］従来25年（300ヶ月）：無年金者救済措置として10年に短縮される計画であるが，消費増税時期の延期により未定。
［25］平成27年度の障害基礎年金額は，975,100円（１級），780,100円（２級）となっている。

満たして65歳を迎えて欲しい一念から本稿を記述した次第である。